

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯崎英彦

広島県条例第九号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「三十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第十七項」とする。

附則第十八項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年広島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和五十二年改正条例第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、改正後の条例第四条若しくは第五条又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十三年広島県条例第二号）附則第二項」を「職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」及び「（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満）」を削り、「改正後の条例第三条から第五条の三まで及び昭和三十七年改正条例附則第三項の規定にかかわらず、当分の間、改正後の条例」を「当分の間、退職手当条例」に、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第六項中「改正後の条例第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「退職手当条例第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「改正後の条例第三条第一項及び第五条の二並びに昭和三十七年改正条例

例附則第三項の規定にかかるわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は退職手当条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第七項中「改正後の条例第五条の」を「退職手当条例第五条の」に改め、「改正後の条例第五条から第五条の三まで及び昭和三十七年改正条例附則第三項の規定にかかるわらず」を削る。

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年広島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年広島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「退職手当の額が、新条例」を「額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第十七項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、百四分の八十七）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例」に改め、「附則第九条の規定による改正後の」及び「附則第十条の規定による改正後の」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この条において「新条例」という。）附則第十七項（新条例附則第十九項及び第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第十三項においてその例による場合を含む。）及び第十八項の規定の適用については、新条例附則第十七項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

の間においては、「百分の九十八」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間においては、「百分の九十二」とする。

第三条 第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項（同条例附則第七項においてその例による場合を含む。）及び第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

第四条 第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間においては「百分の九十二」とあるのは、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十日までの間においては「百分の九十八」と、「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。